

随 時 監 理

令和 8 年度

仕 様 書

(随時監理用)

委託業務名：R 8 営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修監理業務

徳島県県土整備部営繕課

仕様書（随時監理用）

1 総則

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、設計図書（図面、工事仕様書等（閲覧補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む、以下同じ。）をいう。以下同じ。）、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。
- (2) 委託者（以下「甲」という。）は、対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について乙に委託する。
- (3) 乙は、本業務を履行するにあたり業務担当技術者を定めるものとする。また、乙は業務担当技術者のうちから監督員の業務を分担する者を定め甲に通知し、その承諾を得るものとする。
- (4) 乙は工事監理にあたり、設計、施工内容上疑義が生じた場合は、直に県の監督員（以下「県監督員」という。）に通知し、県監督員及び県が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。
- (5) その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 R 8 営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修監理業務
- (2) 業務箇所 徳島市中前川町 2 丁目
- (3) 履行期間 契約書による。
- (4) 業務対象工事

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、下記のとおりとする。

工 事 名	工 期	設計金額(千円)	備 考
R 8 営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修工事	契約締結日の翌日から 305 日間	189,970 千円	

3 業務内容

(1) 設計監理業務

- ア 設計意図を工事請負業者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成
- イ 設計図書に基づいて工事受注者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾
- ウ 設計変更が生じた場合の、県監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算
なお、変更設計書については、営繕積算システム R I B C 2 データで提出すること。

(2) 現場監理業務

- ア 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査
- イ 契約の履行に関し、県監督員が工事受注者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討
- ウ 工事に関連する関係諸機関との協議
- エ 関連する 2 以上の工事における工程等の調整
- オ 県監督員と工事受注者及び関係機関等との連絡
- カ 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告
- キ 対象工事の竣工検査及び部分払い検査に対する協力
- ク 契約図書に基づき、工事受注者から県監督員に提出される書類等の整理
- ケ 工事に関する官公署への提出書類等の作成
- コ 定例会、県監督員及び関係者との協議等の議事録の作成
- サ 現場定例会議への参加と会議の進行に係る業務（管理技術者：1 回/月、主任担当技術者：毎回）

4 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

(1) 管理技術者（1 名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象工事全般についてその設計図書を掌握し、工事の施工監理について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

(2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各 1 名以上 ただし、上記（1）以外の者とする）

主任担当技術者は、工事について、その設計意図を十分に理解し、設計内容に精通すると共に、工事の施工監理について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後 5 年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

5 業務の処理要領

(1) 甲は県監督員を定め乙に通知する。

(2) 甲は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事受注者に対して、この業務に関する内容の指示を与えたときは、遅滞なく乙にその内容を通知するものとする。

なお、工事受注者に対する設計変更指示は、甲のみが行い、乙が行うことはできない。

(3) 乙は、業務の経緯及び履行状況が確認できるように、必要な図書及び記録を整理し、県監督員の指示により直ちに提出するものとする。

(4) 乙は、業務を処理した場合は、その都度、その概要を文書により県監督員に報告するものとする。

(5) 乙の担当職員と県監督員の上記以外の処理業務については、別表「工事監理業務一覧表」によるものとする。また、当該業務の処理方法は、別に定める「工事監理業務処理要領表」を参考にする。

なお、別表に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(6) 乙は、甲に下記の書類を提出するものとする。

なお、様式については甲の指示によるものとする。

※休日等とは、土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日のことをいう。

ア 契約締結後 14 日（休日等を除く）以内

- ・業務計画書

イ 各月末(翌月の 10 日までに提出)

- ・工事監理状況報告書

ウ 部分引渡し時

- ・委託業務部分引渡しに係る検査請求書
- ・工事進行写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

エ 完了時

- ・委託業務完了検査請求書
- ・工事竣工及び完了写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

オ 随時

- ・別表「工事監理業務一覧表」で定められた報告書類
- ・議事録
- ・その他必要な書類

6 貸与品

(1) 対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及びその備品のうち、県監督員の指定するものは、この業務に関し無償で使うことができる。これらの貸与品は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(2) この業務を行うにあたり必要な業務資料は、発注者から貸与又は閲覧することができる。貸与されたものは業務完了時に、速やかに返却するものとする。

(3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務担当者に記載される者及び再委託先以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(4) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

(6) 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

(7) 受注者は、当該業務の遂行において発注者から貸与された情報その他知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これをすみやかに発注者に報告するものとする。

7 その他

(1) 年度末及び部分引渡し時には、工事の出来高に応じ、各年度の契約額の範囲内で部分引渡しに係る業務委託料の支払いをすることができる。

- (2) 工事の出来高については、令和８年度：約８０％、令和９年度：約２０％である。
- (3) 追加設計変更が生じた場合は、営繕課が定める監理委託料変更算定基準により委託料の変更を行う。
ただし、設計に契約不適合がある場合は除く。（契約不適合がある場合は当初設計受託者が設計変更を行う）
- (4) 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

別 表

工 事 監 理 業 務 一 覧 表

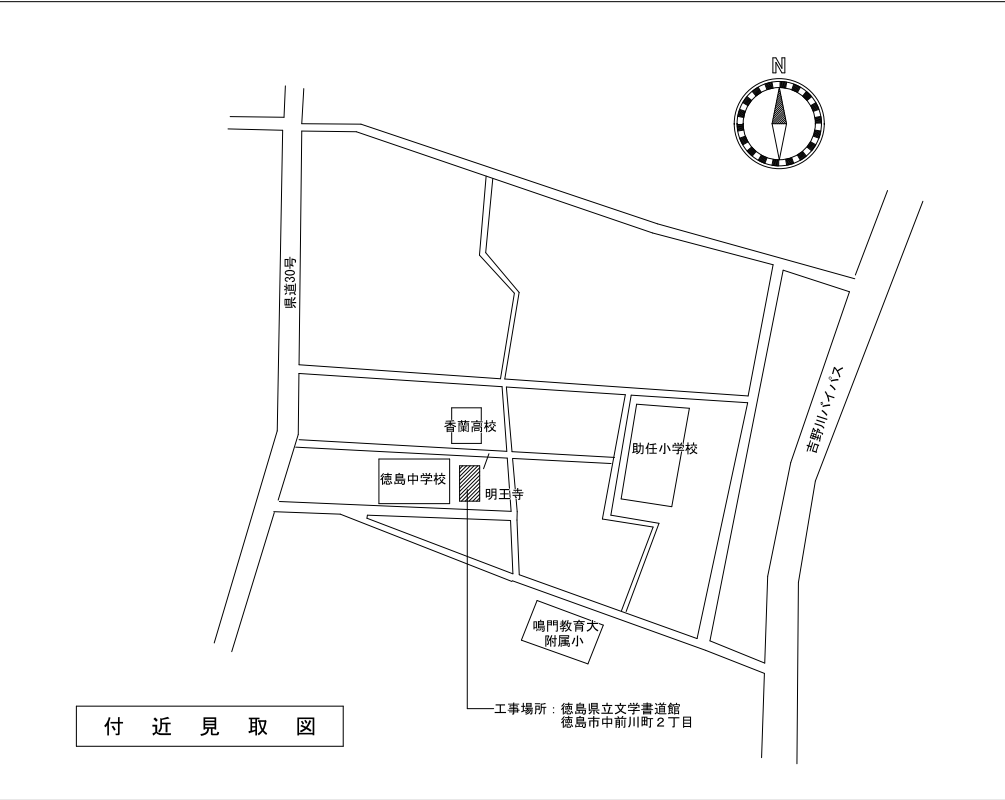
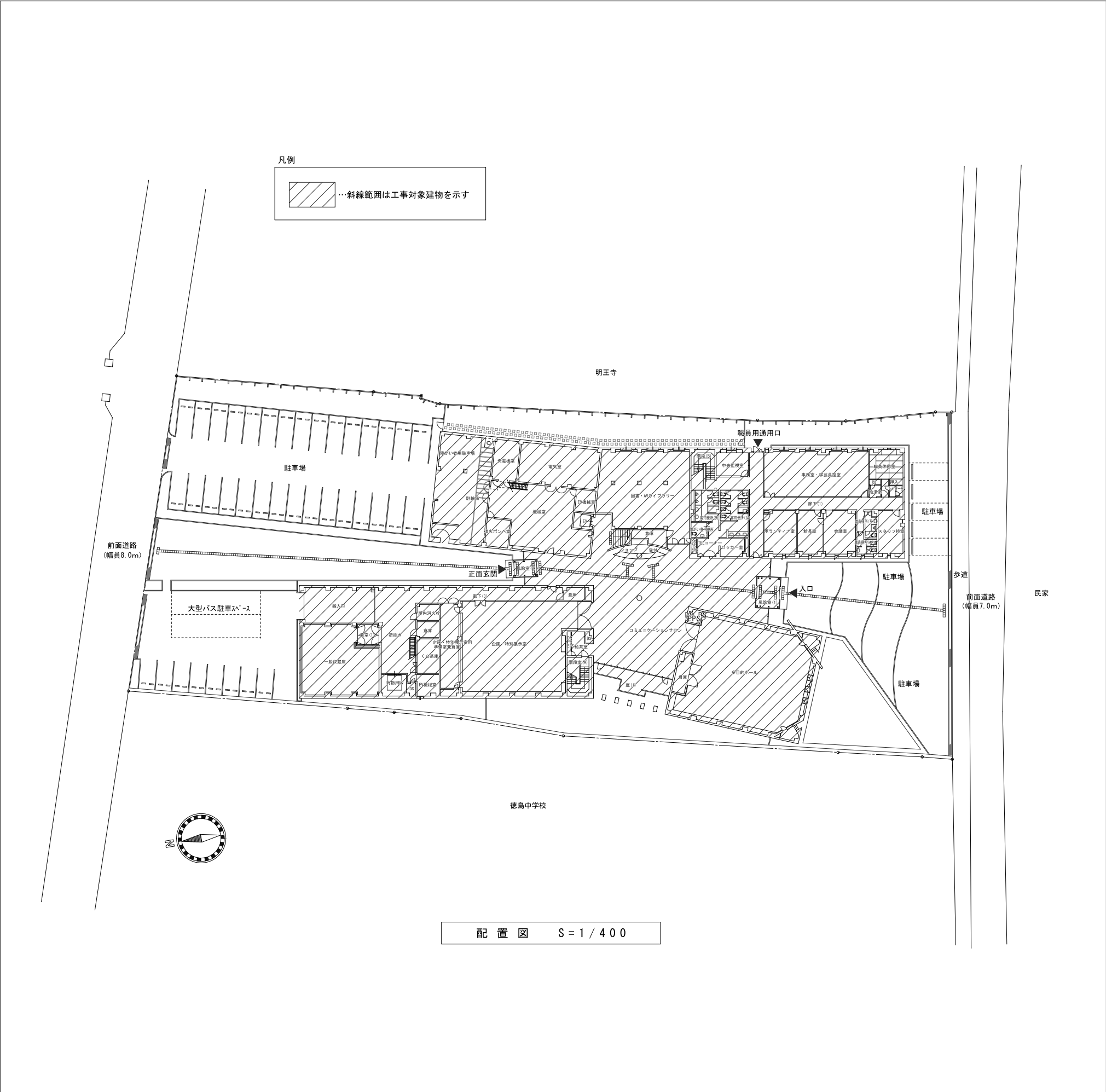
処 理 区 分 業 務 事 項	業 務 担 当 技 術 者								県 監 督 員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
1 書類関係														
工 事 工 程 表											○		○	工程段階支払率表による 県へ直接
現場代理人及び主任技 術者等選任(変更)通知書											○		○	県へ直接
施 工 管 理 技 術 者				○				○			○			
技 術 者 台 帳											○		○	県へ直接
電 気 保 安 技 術 者				○				○			△			
工事用電力設備保安責任者				○				○			△			
技 能 資 格 者 証 明				○				○			△			
技能士チェックシート				○				○			△			
施 工 体 系 図				○			△	○			○		△	
施 工 体 制 台 帳				○			△	○			○		△	
再 下 請 負 通 知 書				○			△	○			○		△	
工事実績情報サービス (CORINS)											○		○	県へ直接
官 公 署 竣 工 検 査	○			○				○	○		○		○	消防署、労基局、警察 署、保健所等
工事部分払検査請求書				○				○			○		○	
工 事 施 工 報 告 書				○				○			○		○	
工事報告(進達質疑)書								○			○		○	
火 災 保 険 等				○				○			○		○	火災保険、建設工事
事 故 報 告 書				○			○	○			○		○	
工事中止・解除通知	○						○	○	△		○		○	
設計変更箇所一覧表				○			△	○			○			計画通知と発注図の整 合確認及び報告書の提 出を含む。
設計変更箇所確認書				○				○			○		○	
材 料 品 検 収 願				○			△	○			○			出荷証明等
工事竣工検査請求書				○				○			○		○	
完成図・工事写真 その他				○				○			○		○	保全資料

処 理 区 分 業 務 事 項	業 務 担 当 技 術 者								県 監 督 員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
2 準 備														
工 事 予 定 表				○				○		○				
実 施 工 程 表		△	○					○		○				
総 合 施 工 計 画 書		△	○					○		○				
施 工 見 本	△		○	○				○	△	○				
仕上材、(色)の決定	○		○	○				○	△	○				
施 工 図		△	○					○		△				
工 種 別 施 工 計 画 書		△	○					○		○				
3 材 料														
配 合 計 画 書		△	○					○		○				
機 器 製 作 図 (機 材 承 認 図)		△	○					○		○				
同 等 品 使 用 願				○			○	○			○		○	
材 料 品 検 収 願		△	○		○			○		○				
材料・製品検査(試験) 工 場 検 査	△	△		○	△			○	△		△	△		
4 安 全 関 係														
支 障 物 件 確 認 書	○			○				○	△		○			支 障 物 件 確 認 書 県監督員の確認後の工事着手とする。
仮 囲 い 等	○			○				○	△		△			
墜落防止チェックシート				○				○			△			
足 場	○			○				○	△		○			足 場 チェックリスト 県監督員の確認後の足場使用開始とする。
5 施 工														
監 督 員 事 務 所		△	○					○			○			
敷 地 調 査	○			○				○	△		△			
一工程の施工の確認	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△		1 工程毎
工 法 提 案						○		○			○			

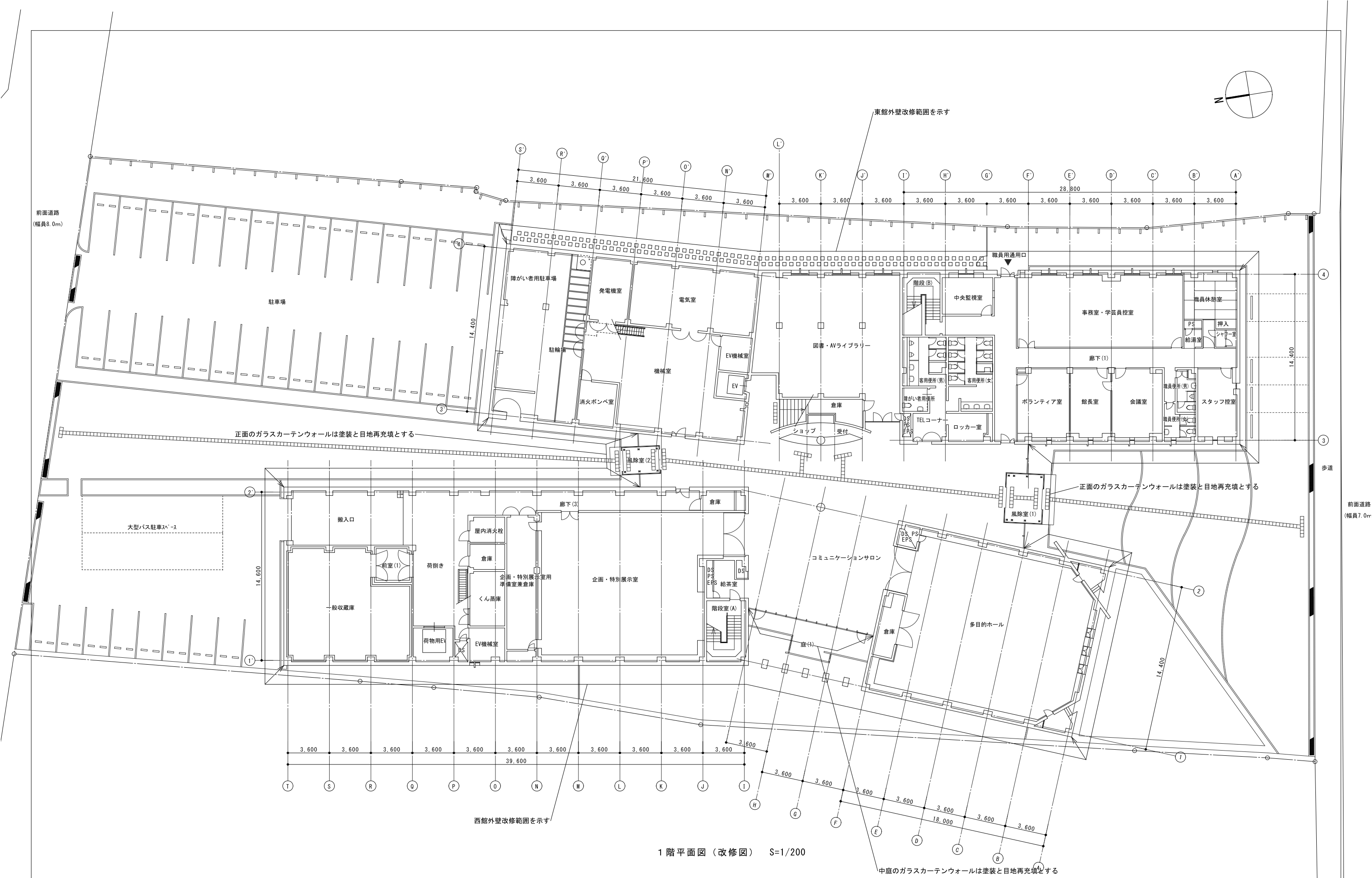
処 理 区 分 業 務 事 項	業 務 担 当 技 術 者								県 監 督 員					備 考
	立会	指示	承諾	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査	処理	
ベンチマーク	○	△			○			○	△		△			
地 縄 張 り	○	△			○			○	△		△			
遣 り か た	○	△			○			○	△		△			
墨 出 検 査	△				○			○	△		△			
文 化 財 発 見	○			○				○	△		△			
根 切 り 完 了	△				○			○	△		△			
発 生 材 処 理	△			○				○	△		△			
防 水 改 修 工 事	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△		
外 壁 改 修 工 事	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△		
鉄 筋 組 立	○		○		○			○	△		△			各部位毎
鉄筋超音波探傷試験	○		○		○			○	△	△	△			
コンクリート工事	○		○		○			○	△		△			
機 器 搬 入 取 付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	
施 設 管 理 者 と 各 工 事 と の 調 整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等の重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			スリーブ配管、インサート取付等
設 備 機 能 試 験 (検査・調整を含む)	○				○			○	△		△			
各 種 測 定 結 果 表				○				○			△			
公 害 関 係	○		○					○		○			○	
部 分 払 検 査 中 間 検 査	○				○			○	○			○	○	
竣 工 検 査	○				○			○	○			○	○	
手 直 し 検 査	○			○	○			○	○		○	○	○	

凡例：△ 必要とする場合のみ

(注) 立会等 の用語の定義は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書による対象工事により必要となる業務事項を適用する

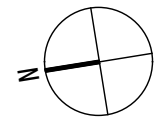


徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 8 営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修工事		図面番号	A-01		株式会社創和建築設計 一級建築士事務所	
設計	竣工	図面名	配置図・付近見取図		縮尺	A2 : 100% A3 : 7196		徳島市国府町花園76番地の3 Tel : 088-642-5062	
R8.3	—				1/400			徳島県知事登録 第21086号 Fax : 088-642-4257	
								一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二	



1 階平面図（改修図） S=1/200

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 8 営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修工事		図面番号	A-07		株式会社創和建築設計 一級建築士事務所	
設計	竣工	図面名	1 階平面図（改修図）		縮尺	A2 : 100% A3 : 71%		徳島市国府町花園76番地の3 Tel : 088-642-5062	
R8.3	—				1/200			徳島県知事登録 第21086号 Fax : 088-642-4257	
								一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二	



3階屋外機置き場の壁面及び建具塗装、屋外階段塗装改修などは今回工事範囲とする
設備機器の配管類の塗装改修も範囲内とする

東館外壁改修範囲を示す

庭②のガラスカーテンウォールは塗装と目地再充填とする

ガラスのバルコニー天端塗装改修:DP塗

建具部分は建具塗装改修と目地再充填

正面のガラスカーテンウォールは塗装と目地再充填とする

消防用進入バルコニーの内部も外壁改修及び塗装改修の範囲内とする

正面のガラスカーテンウォールは塗装と目地再充填とする

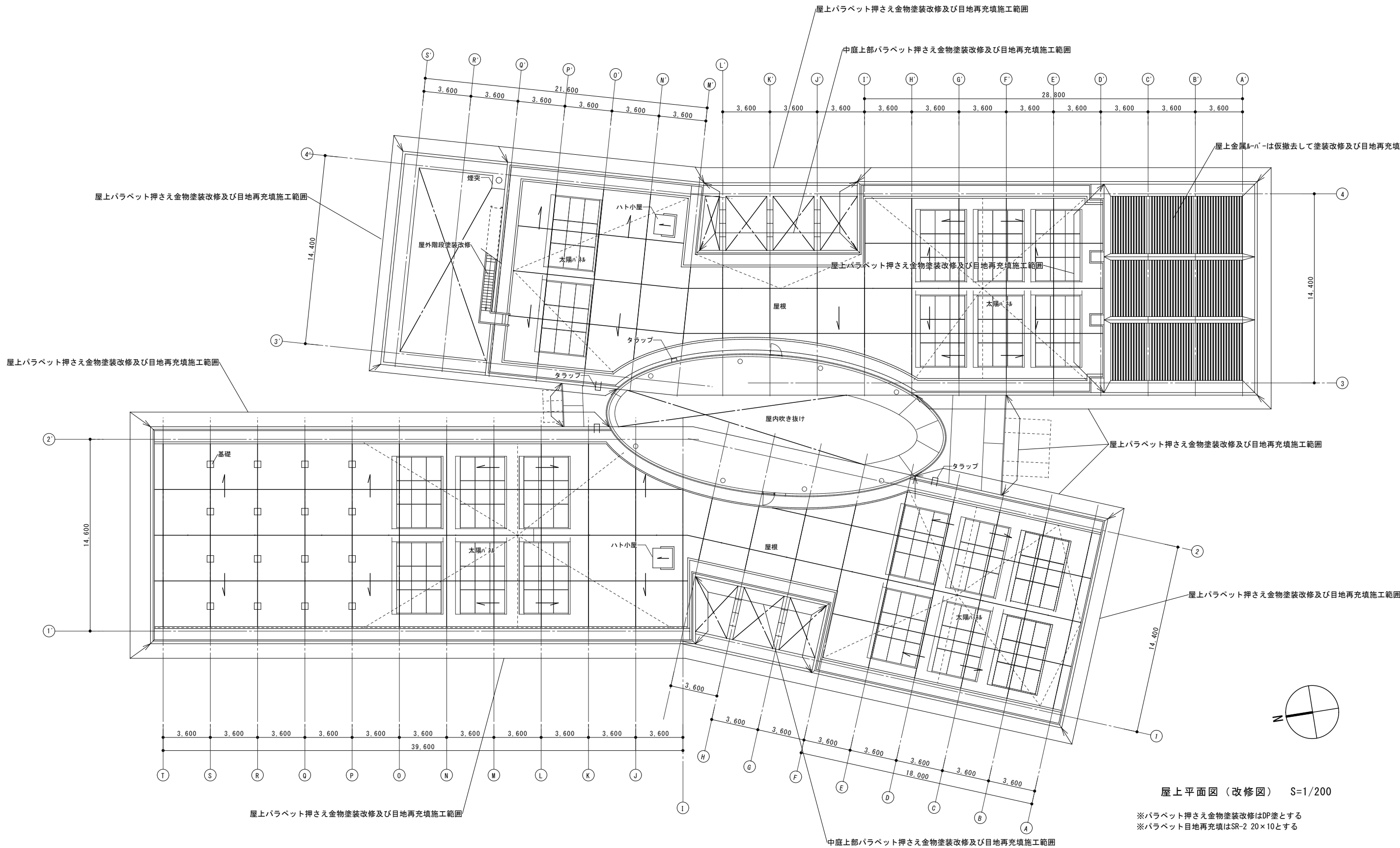
西館外壁改修範囲を示す

中庭のガラスカーテンウォールは塗装と目地再充填とする

3・4階平面図（改修図） S=1/200

階段(A)上部

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R8営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修工事		図面番号	A-09		株式会社創和建築設計	一級建築士事務所
設計	竣工	図面名	3階・4階平面図（改修図）		縮尺	A2:100% A3:71% 1/200		徳島市国府町花園76番地の3	Tel: 088-642-5062
R8.3	—							徳島県知事登録 第21086号	Fax: 088-642-4257
								一級建築士大臣登録 第378337号	鎌田 龍二

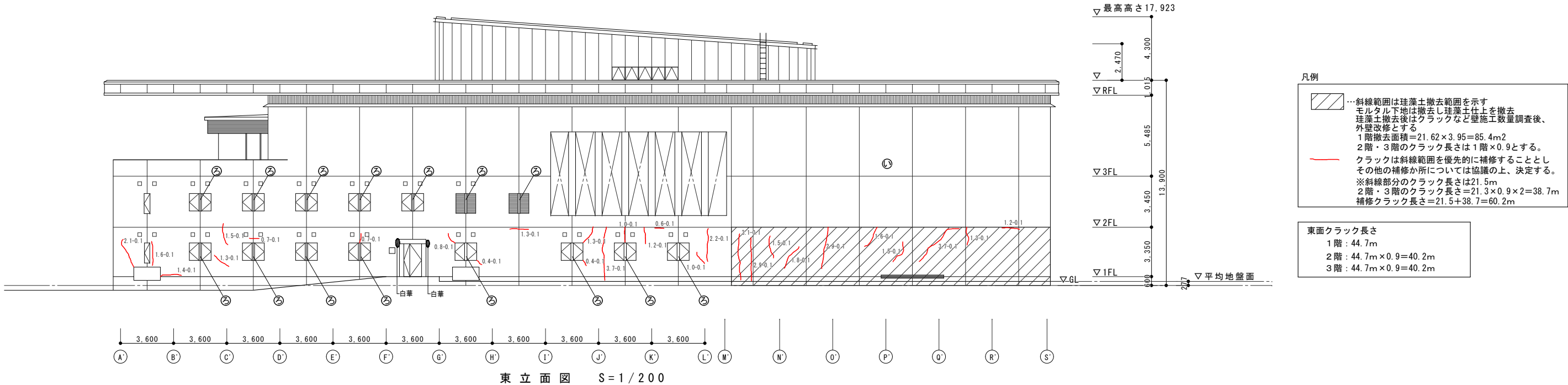
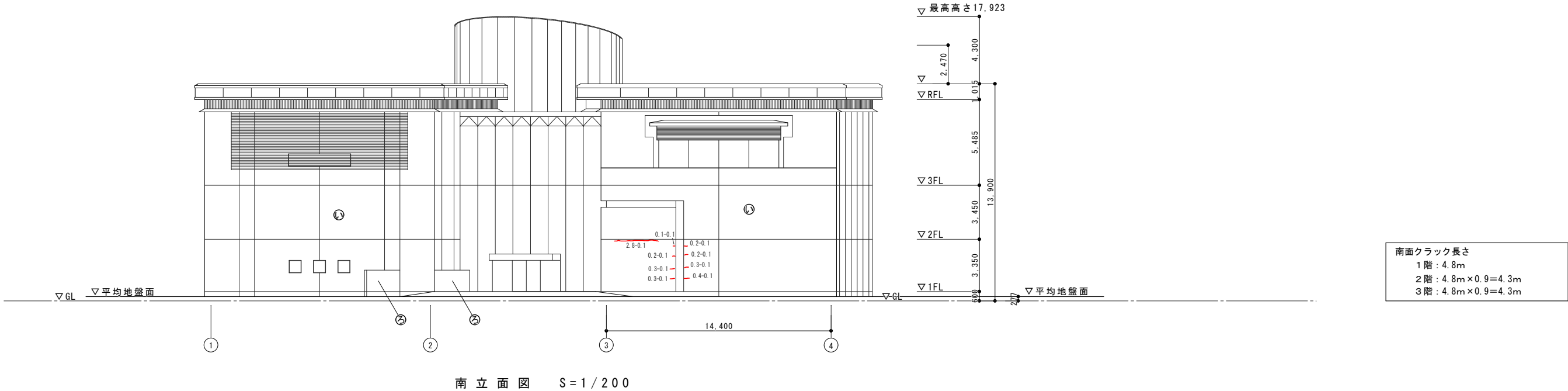


屋上平面図（改修図） S=1/200

※パラペット押さえ金物塗装改修はDP塗とする
※パラペット目地再充填はSR-2 20×10とする

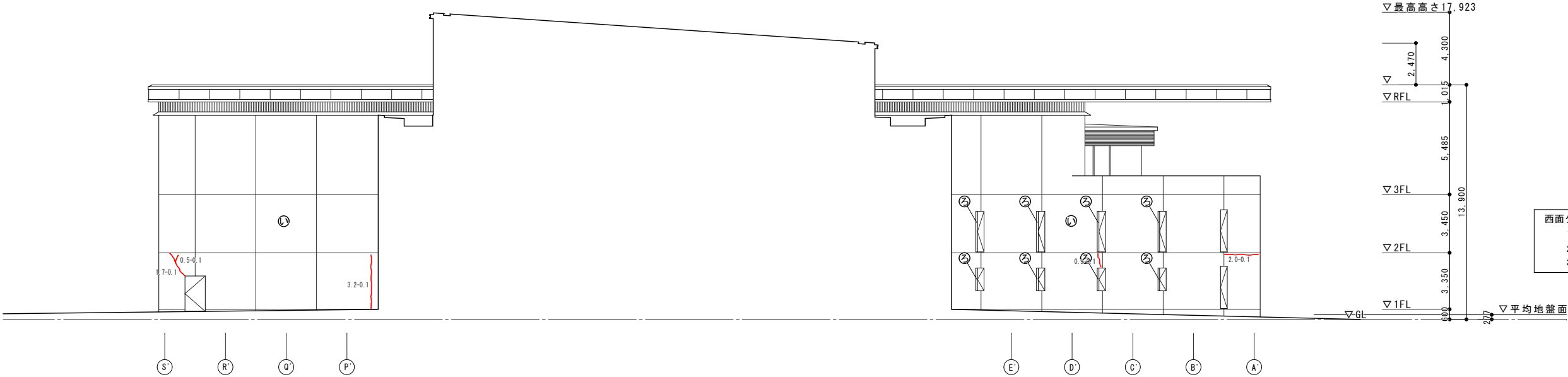
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R8営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修工事		図面番号	A-10		株式会社創和建築設計	一級建築士事務所
設計	竣工	図面名	屋上平面図（改修図）		縮尺	A2：100% A3：71% 1/200		徳島市国府町花園76番地の3	Tel：088-642-5062
R8.3	—							徳島県知事登録 第21086号	Fax：088-642-4257
								一級建築士大臣登録 第378337号	鎌田 龍二

工事概要					
凡例番号	撤去概要	改修概要	凡例番号	現況破損部分 状況	改修概要
㊶	モルタル下地珪藻土掻き落し仕上げ部分補修又は全面撤去（全面は目地範囲）	クラック調査	Ⅰ	欠損（鉄筋露出部）	鉄筋防錆塗、充填工法 エポキシ樹脂モルタル充填
㊷	コンクリート打放フッ素樹脂塗装（クリヤー）	クラック調査	Ⅱ	欠損（浅い欠損30mm以下）	充填工法 ポリマーセメントモルタル充填又は塗り付ける
㊸	モルタル下地弾性吹付タイル そのまま	クラック調査	Ⅲ	モルタル浮き部（0.25㎡未満）	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
㊹	コンクリート打ち放しの上防水系複層塗材 RS そのまま	クラック調査	Ⅳ	モルタル浮き部（0.25㎡以上）	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
			Ⅴ	補修済部	充填工法 エポキシ樹脂モルタル充填
			凡例	クラック表記例	改修概要
			長さ(m)-クラック巾(mm)	(0.5-0.1) 0.1～0.2mm未満	シーリング工法（左官部分は施工数量調査時に浮きが見られた部分のみ改修とする）
				(0.5-0.3) 0.2～1.0mm以下	樹脂注入工法（左官部分は施工数量調査時に浮きが見られた部分のみ改修とする）
				(0.5-1.2) 1.0mmこえる	Uカットシーリング材充填工法（左官部分は施工数量調査時に浮きが見られた部分のみ改修とする）

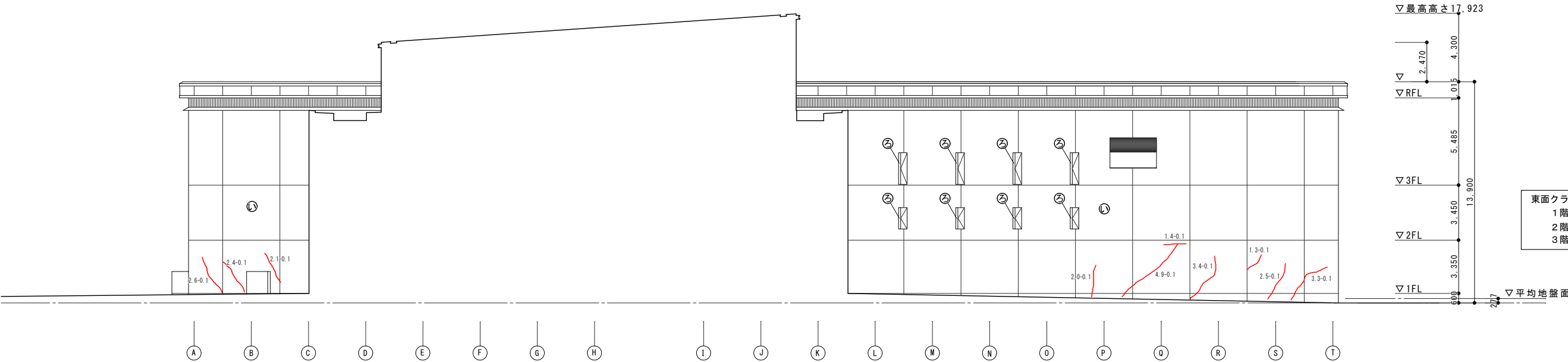


徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 8 営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修工事		図面番号	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel : 088-642-5062 徳島県知事登録 第21086号 Fax : 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二
設計	竣工	図面名	外壁改修立面図 1（南東面）		縮尺	A2 : 100% A3 : 71% 1/200
R8.3			—			

工事概要					
凡例番号	撤去概要	改修概要	凡例番号	現況破損部分 状況	改修概要
㊶	モルタル下地珪藻土掻き落し仕上げ部分補修又は全面撤去（全面は目地範囲）	クラック調査	Ⅰ	欠損（鉄筋露出部）	鉄筋防錆塗、充填工法 エポキシ樹脂モルタル充填
㊷	コンクリート打放フッ素樹脂塗装（クリヤー）	クラック調査	Ⅱ	欠損（浅い欠損30mm以下）	充填工法 ポリマーセメントモルタル充填又は塗り付ける
㊸	モルタル下地弾性吹付タイル そのまま	クラック調査	Ⅲ	モルタル浮き部（0.25㎡未満）	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
㊹	コンクリート打放しの上防水系複層塗材 RS そのまま	クラック調査	Ⅳ	モルタル浮き部（0.25㎡以上）	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
			Ⅴ	補修済部	充填工法 エポキシ樹脂モルタル充填
			凡例		改修概要
			長さ (m)→クラック巾 (mm)	クラック表記例	シーリング工法（左官部分は施工数量調査時に浮きが見られた部分のみ改修とする）
				(0.5－0.1) 0.1～0.2mm未満	樹脂注入工法（左官部分は施工数量調査時に浮きが見られた部分のみ改修とする）
				(0.5－0.3) 0.2～1.0mm以下	Uカットシーリング材充填工法（左官部分は施工数量調査時に浮きが見られた部分のみ改修とする）
				(0.5－1.2) 1.0mmこえる	

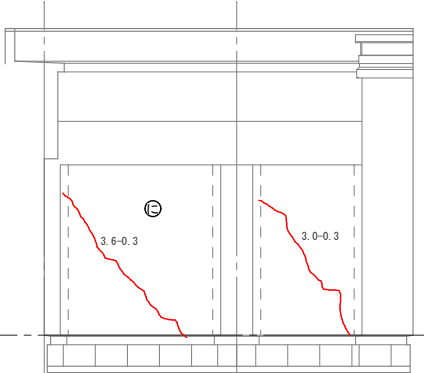
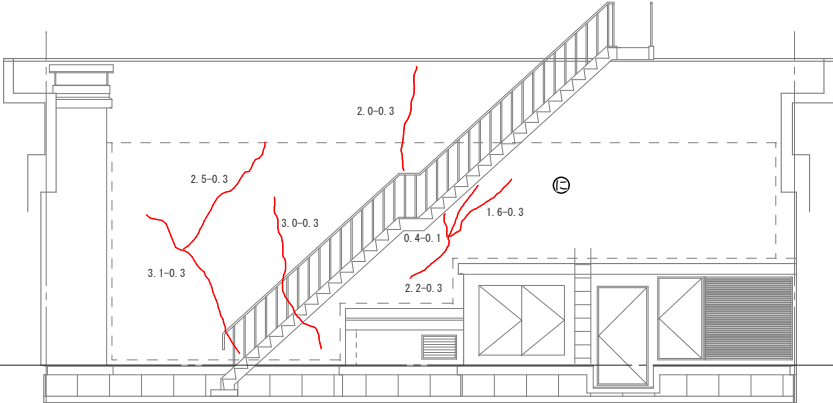
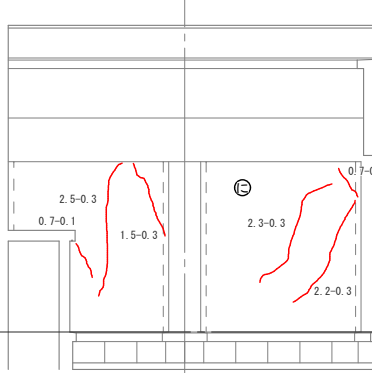
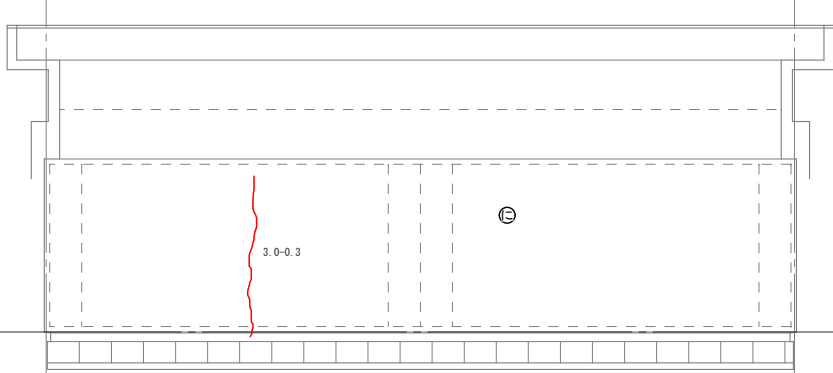


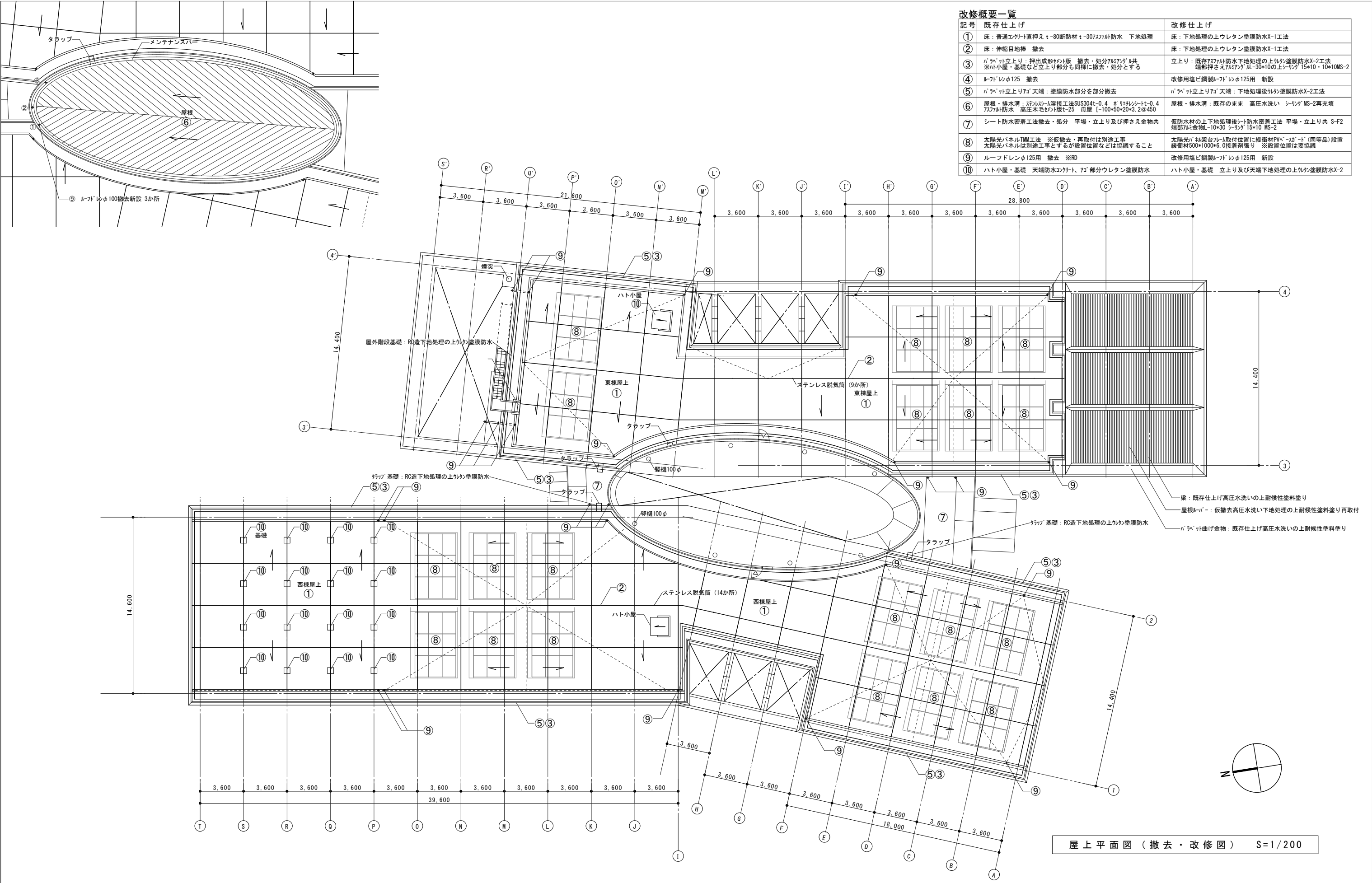
東棟西立面図 S=1/200



西棟東立面図 S=1/200

		徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 8 営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修工事		図面番号	A-26		株式会社 創和 建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel : 088-642-5062	
		設計	竣工	図面名	外壁改修立面図 3 (中庭面)		縮尺	A2 : 100% A3 : 71%	徳島県知事登録 第21086号 Fax : 088-642-4257		
		R8. 3	—				1/200	一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍 二			

凡例番号		撤去概要		改修概要		工事概要		凡例番号		現況破損部分 状況		改修概要		
㊶	モルタル下地珪藻土掻き落し仕上げ部分補修又は全面撤去（全面は目地範囲）	クラック調査		クラック等補修の上、下地調整後、厚膜特殊左官材仕上げ（ミネラルコート程度）		I	欠損（鉄筋露出部）			鉄筋防錆塗、充填工法 エポキシ樹脂モルタル充填				
㊷	コンクリート打放フッ素樹脂塗装（クリアー）	クラック調査		クラック等補修の上、高圧水洗いの上フッ素樹脂塗装（クリアー） 仕上		II	欠損（浅い欠損30mm以下）			充填工法 ポリマーセメントモルタル充填又は塗り付ける				
㊸	モルタル下地弾性吹付タイル そのまま	クラック調査		クラック等補修の上、高圧水洗いの上アクリルゴム外壁化粧防水ひび割れ部下地挙動緩衝再塗布		III	モルタル浮き部（0.25㎡未満）			アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法				
㊹	コンクリート打ち放しの上防水系複層塗材RS そのまま	クラック調査		クラック等補修の上、高圧水洗いの上アクリルゴム外壁化粧防水ひび割れ部下地挙動緩衝再塗布		IV	モルタル浮き部（0.25㎡以上）			アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法				
						V	補修済部			充填工法 エポキシ樹脂モルタル充填				
						凡例	クラック表記例					改修概要		
						長さ (m)→クラック巾 (mm)	(0.5～0.1) 0.1～0.2mm未満			シーリング工法		(左官部分は施工数量調査時に浮きが見られた部分のみ改修とする)		
							(0.5～0.3) 0.2～1.0mm以下			樹脂注入工法		(左官部分は施工数量調査時に浮きが見られた部分のみ改修とする)		
							(0.5～1.2) 1.0mmこえる			Uカットシーリング材充填工法		(左官部分は施工数量調査時に浮きが見られた部分のみ改修とする)		
屋外機置場 A  B  屋外機置場 C  D  3階屋外機置き場クラック長さ 0.1～0.2mm未満： 1.8m 0.2～1.0mm以下： 32.5m 1.0mmこえる： 0m														
設計 徳島県県土整備部営繕課 R8.3							竣工 ー		工事名 R 8 営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修工事		図面番号 A-27		株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel：088-642-5062 徳島県知事登録 第21086号 Fax：088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二	
図面名 外壁面改修立面図 4（3階屋外機置き場）									図面名 外壁面改修立面図 4（3階屋外機置き場）		縮尺 A2：100% A3：71% NO SCALE			

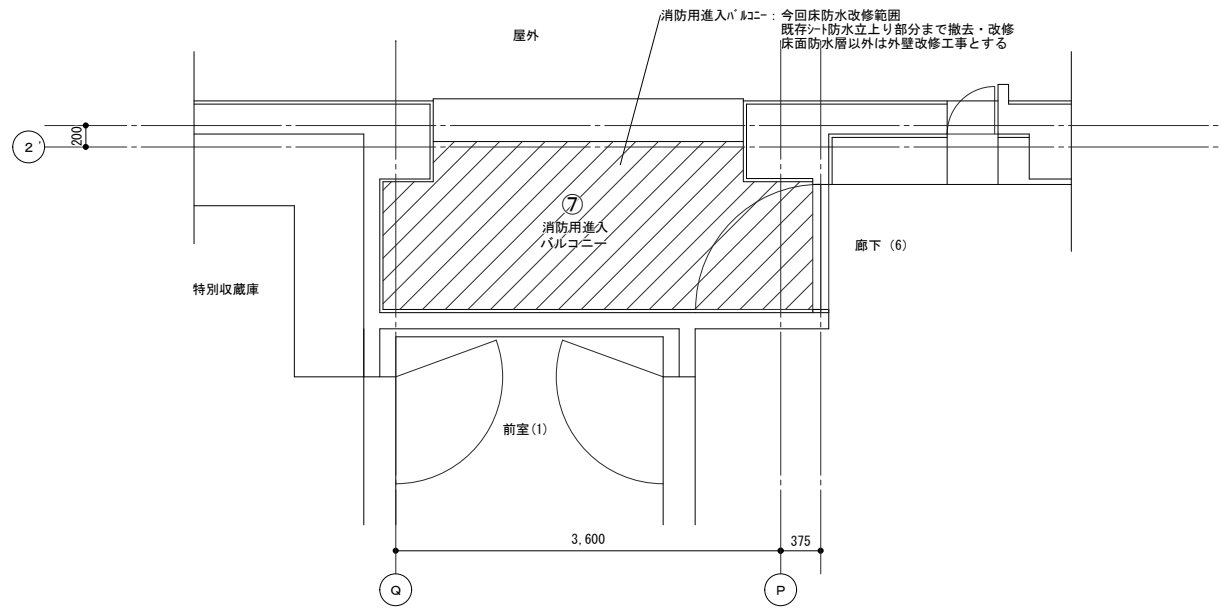


改修概要一覧

記号	既存仕上	改修仕上
①	床：普通コンクリート直押え t=80 断熱材 t=307AF防水 下地処理	床：下地処理の上ウレタン塗膜防水X-1工法
②	床：伸縮目地棒 撤去	床：下地処理の上ウレタン塗膜防水X-1工法
③	バルコニー立上り：押出成形FRP板 撤去・処分FRPパネル共 ※ハト小屋・基礎など立上り部分も同様に撤去・処分とする	立上り：既存FRP防水下地処理の上ウレタン塗膜防水X-2工法 端部押さえFRPパネル ML-30×10の上シーリング 15×10・10×10MS-2
④	ルーフドレンφ125 撤去	改修用塩ビ鋼製ルーフドレンφ125用 新設
⑤	バルコニー立上りFRP天端：塗膜防水部分を部分撤去	バルコニー立上りFRP天端：下地処理後ウレタン塗膜防水X-2工法
⑥	屋根・排水溝：ステンレス溶接工法 SUS304 t=0.4 樹脂シーシート t=0.4 FRP防水 高圧木毛シート版 t=25 母屋 [-100×50×20×3.2@450]	屋根・排水溝：既存のまま 高圧水洗い シーリング MS-2再充填
⑦	シート防水密着工法撤去・処分 平場・立上り及び押さえ金物共	仮防水材の上下地処理後シート防水密着工法 平場・立上り共 S-F2 端部FRP金物 L-10×30 シーリング 15×10 MS-2
⑧	太陽光パネルTMM工法 ※仮撤去・再取付は別途工事 太陽光パネルは別途工事とするが設置位置などは協議すること	太陽光パネル架台フレーム取付位置に緩衝材PVバレーシート (同等品) 設置 緩衝材500×1000×6.0接着剤張り ※設置位置は要協議
⑨	ルーフドレンφ125用 撤去 ※RD	改修用塩ビ鋼製ルーフドレンφ125用 新設
⑩	ハト小屋・基礎 天端防水コンクリート、FRP 部分ウレタン塗膜防水	ハト小屋・基礎 立上り及び天端下地処理の上ウレタン塗膜防水X-2

屋上平面図（撤去・改修図） S=1/200

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R8営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修工事	図面番号	A-30	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062
設計	竣工	図面名	屋上平面図（撤去・改修図）	縮尺	A2: 100% A3: 71% 1/200	徳島県知事登録 第21086号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二
R8.3	—					



改修概要一覽

記号	既存仕上げ	改修仕上げ
①	床：普通コクリン直挿し t=80断熱材 t=307ｽﾌﾟﾗｯｸ防水 地下処理	床：地下処理の上ウレタン塗膜防水X-1工法
②	床：伸縮目地掃 撤去	床：地下処理の上ウレタン塗膜防水X-1工法
③	ﾊﾞﾙﾞｯﾄ立上り：押出成形ﾍﾞﾝﾄﾞ 撤去・処分7ｽﾌﾟﾗｯｸ ｾﾙﾙｽﾄ小壁・基礎など立上り部分も同様に撤去・処分とする	立上り：既存7ｽﾌﾟﾗｯｸ防水下地処理の上ﾌﾗﾝｼﾞ塗膜防水X-2工法 端部押さえ7ｽﾌﾟﾗｯｸ ｾﾙﾙｽﾄ15×10・10×10MS-2
④	ﾊﾞﾙﾞｯﾄｾﾘﾝｸﾞ125 撤去	改修用ﾊﾞﾙﾞｯﾄｾﾘﾝｸﾞ125用 新設
⑤	ﾊﾞﾙﾞｯﾄ立上り7ｽﾌﾟﾗｯｸ天端：塗膜防水部分を部分撤去	ﾊﾞﾙﾞｯﾄ立上り7ｽﾌﾟﾗｯｸ天端：地下処理後ｸﾗｯｸ塗膜防水X-2工法
⑥	屋根・排水溝：ｼﾝｸﾞﾙﾍﾞｰｽ下地処理SUS304-t=0.4 ｵｰﾘﾝｸﾞｼｰﾄt=0.47ﾌﾗｯｸ防水 高圧水毛むしり板t=25 母屋 [-100×50×20×3.2@450	屋根・排水溝：既存のまま 高圧水洗い シｰﾘﾝｸﾞMS-2再充填
⑦	シート防水密着工法撤去・処分 平場・立上り及び押さえ金物共	仮防水材の上で地下処理後ｼｰﾄ防水密着工法 平場・立上り共 S-F2 端部7ｽﾌﾟﾗｯｸ10×30 シｰﾘﾝｸﾞ15×10
⑧	太陽光パネルTMM工法 ※仮撤去・再取付は別途工事 太陽光パネルは別途工事とするが設置位置などは協議すること	太陽光ﾊﾞﾍﾞﾙ架台ﾌｫｰﾑ取付位置に経緯方向ﾊﾞｰｼﾞﾝｸﾞ(同等)設置 経緯方向500×1000㎖.0押着用ナット ※設置位置は要協議
⑨	ﾙｰﾌﾟﾃﾞﾝｸﾞ125用 撤去 ※R0	鋼製ﾙｰﾌﾟﾃﾞﾝｸﾞ125用 新設
⑩	ﾊﾄ小屋・基礎 天端防水ｺﾝｸﾘｰﾄ、7ｽﾌﾟﾗｯｸ部分ウレタン塗膜防水	ﾊﾄ小屋・基礎 立上り及び天端地下処理の上ｸﾗｯｸ塗膜防水X-2

※ダクト配管全て下地処理の上耐候性塗装DP1級に塗装改修とする。 配管φ100以下10mが40本とする

徳島県土整備部営繕課		工事名 R 8 営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修工事	図面番号 A-31	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園7番地の3 Tel : 088-642-5062
設計 R8.3	竣工 —	図面名 3階平面詳細図（撤去・改修図）	縮尺 A2 : 100% A3 : 71% 1/50	徳島県知事登録 第21086号 Fax : 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二

外壁改修工事概略工程表 (参考)

各工程	工事期間			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月
施工業者決定・工事説明/着工・現地調査・工事各書類など																		
建物全体調査・支障物件の処理・仮設足場施工																		
外壁・内部の施工箇所の確認 関連して養生なども確認																		
建具周り・打継目地・誘発目地シーリング撤去																		
建具周り・打継目地・誘発目地シーリング・養生含む																		
外壁仕上げ左官材打診及び撤去																		
外壁施工数量調査・マーキング																		
クラック等補修・補修後確認																		
外壁仕上げ左官修繕施工																		
塗装下地・上塗り施工																		
タッチアップ残工事																		
中間検査1回目 ※書類作成も含める																		
中間検査2回目 ※書類作成も含める																		
竣工検査・引き渡し ※書類作成も含める																		
手直し・残工事																		

防水改修工事概略工程表 (参考)

[illegible]

①太陽光フレームの設置②電源の設置

		工事名	R 8 営繕 文学書道館 徳・中前川 外部改修工事	図面番号	A-39	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel : 088-642-5062	
		設計	竣工	図面名	縮尺 A2 : 100% A3 : 71%	徳島県知事登録 第21086号 Fax : 088-642-4257	
		R8.3	—	概略工事工程表（参考）	NO SCALE	一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二	